

高潮災害防止検討委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇城市附属機関設置条例（平成23年宇城市条例第10号）の規定に基づき、高潮災害防止検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、平成27年8月25日に発生した高潮災害の調査及び課題の抽出を行うとともに、今後の高潮災害の再発防止に向けた取組みについて提言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、有識者、行政関係者等のうちから市長が委嘱する。

3 委員は非常勤とし、その任期は、就任の日から委員会の目的が達成されたときまでとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、初回は、市長が招集するものとする。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の参加を求めることができる。

4 会議は、原則公開して行うものとする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、委員会に諮り非公開とすることができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議を傍聴しようとする者について、必要な指示をし、人数を制限することができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、宇城市土木部土木課及び総務部危機管理課が共同で行う。

2 事務局は、委員会の議事に関する記録を作成し、保存するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月20日から施行する。